

相談が多い事例

内容が不明なサイト利用料の(架空)請求メールにご注意!!



消費生活総合センターに寄せられる相談で1番多いのが、アダルト情報・出会い系サイト、オンラインゲーム等のデジタルコンテンツに関するものです。中でも、請求内容が不明確な架空請求メールを送られるケースが多くなっています。このような業者に「利用した覚えがない」と連絡すると、「回収員が勤務先や自宅へ出向く」「法的手段を取る」など不安を煽るような話をし、お金をだまし取ろうとします。

法的手段って??

正式な訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で直接手渡すことが原則となっています。近年、法務省管轄支局など公的機関を装った架空請求はがき・封書が届く相談が増加しています。詐欺的な手口であり支払いに応じる必要はないため、一切関わらず無視しましょう。



成年年齢が引き下げられます

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられると...



18歳の高校生でも「借金(ローン)」「マンションを借りる」「保険や金融商品の購入」などが親の同意なしにできるようになります。また、民法には「未成年は、親の同意を得ないでした契約行為は取り消すことができる※」という定めがありますが、成年になると適用されません。(※おこづかいの範囲(少額)の契約などは取り消しできません)社会経験が少ない高校生が、悪質商法の格好のターゲットとなってしまう恐れがあります。高校生のうちから正しい知識を身に付けることが大切です!

消費者トラブルで困ったときの相談窓口

横浜市消費生活総合センター

- 消費生活相談 ☎045-845-6666<相談専用>
- 電話相談時間 平日:午前9時~午後6時
土・日曜:午前9時~午後4時45分
※祝日・休日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く
〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー4階・5階
※市営地下鉄、京浜急行「上大岡」駅下車、徒歩約3分



港南区消費生活推進員だより

第45号 平成31年3月発行



わたしたち消費生活推進員は
横浜市から委嘱を受けて、地域で「悪質商法」被害防止に向けた取り組みを行っています。



私たち、消費生活推進員です!



平成30年度 施設見学会

消費生活推進員って?

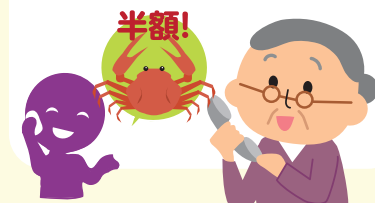
自治会町内会長から推薦され、横浜市長から委嘱を受けて、地域で活動する委員です。消費生活推進員の一番の役割は、悪質商法被害から地域の皆さんを守ることです。「消費者トラブルにあわない、安全な地域づくり」を目指しています!

どんな消費者トラブルがあるの?

「無料で点検します」と突然訪問してきた業者に「白アリに食われている。このままだと危険だ」と言われて...



電話で「産地直送のカニを半額で」と誘われて...



ブランドバッグを購入したつもりが...



消費生活推進員の活動を紹介します

商品知識を
深めるための
工場見学



こうなん子どもゆめワールドに、
子ども向けエコ工作のブース出店



こうなん子どもゆめワールドでの
フリーマーケット出品用にエコ工作

区役所にある
リユース情報掲示板の
張り替えも担当



紙芝居で「悪質商法」
被害防止の啓発活動



やっでよかった!消費生活推進員

少しは賢い消費者になれたと思います

講座の後、「あ〜大事なこと」と感想をもらい有意義でした

クーリングオフを知らずに損をしてしまったことがあり、
もっと皆さんに知ってほしいです

エコ工作を通じて地域の方々と顔なじみになり、
あいさつをかわせるようになり嬉しく思っています

詐欺にあわないように、
注意するようになりました



平成30年度 地区代表の皆さん

たくさんの方々に出会えて感謝しています 楽しかった〜

高齢者向けの講習会を開催して、自分も大変勉強になりました

参加して友達もでき、楽しいひと時がもて、工場見学等に
近所の方々と参加できてより親しくなれました
ありがとうございました

2年間の活動を通して地域の方々と関わることができたことと、
知らないことを知れたこと、大変勉強になりました

ご近所を知る大切さを学べ、
また勉強ができたことに感謝!